

平成25年度

無線システム普及支援事業費等補助金  
(受信機器購入等対策事業費補助事業)

公 募 要 領

本公募は、できるだけ早く事業者が事業を開始できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成25年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

## 目 次

	頁
1 事業の目的・補助対象事業について . . . . .	2
2 採択決定後の措置について . . . . .	7
3 審査の内容について . . . . .	8

### 【参考資料】

自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

(別添)

応募書類の提出等について

## 1 事業の目的・補助対象事業について

### (1) 事業の背景・目的

地上テレビジョン放送については、東日本大震災の影響で地上アナログ放送を延長していた岩手県、宮城県及び福島県についても、地上アナログ放送が終了し、日本全国において、地上デジタル放送へ完全に移行しました。

一方、地上デジタル放送の導入にあたっては、引き続き、暫定措置として衛星を介して地上デジタル放送をご覧いただいている受信者が恒久対策計画に基づいた対策工事を実施する際に、経済的な理由等により恒久対策工事で生じた費用を負担できずにテレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなることがないようにしなければなりません。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、原発の周囲が居住を制限される区域となり多くの方々が避難を余儀なくされていますが、現在はその区域の見直しが行われており、世帯が徐々に帰還して居住を開始することが予想されています。これらの世帯に対しても、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施することが求められています。

本事業は、地上デジタル放送の導入にあたって、暫定措置として衛星を介して地上デジタル放送を視聴している受信者のうち、経済的困窮その他の事由により恒久対策工事を実施する際の費用負担が困難な者、及び東日本大震災に伴う福島原発事故による避難者のうち居住を制限されていた自宅に帰還する者等に対して、地上デジタル放送の受信に必要な支援を行うものです。

### (2) 補助対象事業

「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）」に基づく受信機器購入等対策事業費補助事業（※1）であって、次に示す全ての事業を行う事業が補助対象となります。

① 「NHK放送受信料全額免除世帯」（※2）のうち暫定措置として衛星を介して地上デジタル放送を視聴している世帯に対し、

- ・恒久対策計画に基づいて行われる対策工事費用のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
- ・恒久対策計画に基づいて設置された共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
- ・恒久対策計画がケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う改修経費に相当する額を給付

を行うこと

② 「東日本大震災」に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部により、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の居住区域が「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」または「緊急時避難準備区域」の設定を受け、その設定が1か月以上継続していた世帯のうち、自宅へ帰還した世帯（以下「帰還世帯」という。）に対し、

- ・簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）（1台）の無償給付
- ・チューナーの設置やアンテナ等の改修経費のうち帰還世帯が負担する額に相当する額の給付
- ・共同受信施設利用の場合は、その改修経費のうち、帰還世帯が負担する額に相当する額の給付（初期経費に限る）
- ・ケーブルテレビ利用の場合は、デジタル化に伴う改修経費に相当する額を給付（初期経費に限る）

を行うこと

- ③ ①及び②の業務に関する相談対応、アフターケアに関する業務
- ④ 無償給付したチューナーの適正管理及び受給世帯からの相談対応、アフターケアに関する業務
- ⑤ 総合通信局、総務省テレビ受信者支援センター、放送事業者、地方公共団体など関係機関、団体との連携に関する業務
- ⑥ 上記①から⑤の業務を行うための拠点の整備、運営に関する業務

※1 受信機器購入等対策事業費補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他関係法令に基づく補助金交付手続を行うこととなります。そのため、応募者は当該交付手続に関する規程類を設けていただくこととなります。

※2 NHK放送受信料全額免除世帯

地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備を行う事業であって、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置しており、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第1項の規定による放送の受信についての日本放送協会（以下「協会」という。）との契約（以下この条において「放送受信契約」という。）を締結し、かつ、同条第2項の規定により協会が総務大臣の認可を受けて定めた基準において、次に掲げる者として放送受信料が免除されている受信者（当該基準において、なお従前の例によることとされる放送受信契約を締結している受信者を含む。）

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第2条第3項に規定する入所者若しくは同法第19条第1項の援護を受けている入所者の親族又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に規定する支援給付を受けている者
- ② 次に掲げる障害者を構成員とする世帯の構成員全員が市町村民税非課税の措置を受けている場合の当該世帯の構成員（テレビジョン放送の音声部分のみを聴取できる受信設備のみを設置し、放送受信契約を締結していない受信者を含む。）
  - (a) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者
  - (b) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する障害者のうち、児童

相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 5 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者

(c) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

③ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業を行う施設の入所者

④ 半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物を主な住居としている、あるいは住居としていた世帯の構成員又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）又は原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けた世帯の構成員

**(3) 事業規模**

505 百万円

**(4) 補助率**

定額

**(5) 補助事業の期間**

交付決定日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。なお、複数年（複数年度）の事業計画を有している場合は、事業の全体計画を提出していただいても構いませんが、翌年度以降の補助金交付を保証するものではありません。

**(6) 補助金の交付の対象となる経費**

- ・以下に具体的な経費の費目を示します。
- ・各経費の単価等については、応募者における各種規定類等その他当該単価の算定根拠を踏まえて、適正な価格を設定してください。
- ・対象経費として計上できる項目は、補助事業だけの用途に限定されます。他の事業と併用・兼用することを想定した項目・経費について、本補助事業での計上は認められません。

表 1

補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
(1) 助成費	表 2 に掲げる受信機器購入等対策事業の実施に必要な助成金の額
(2) 事務費	受信機器購入等対策事業費補助事業に附帯して必要な最低限の事務費（(1) 及び (2) に掲げる経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）

表 2

経費区分	内 容
施設・設備費	<p>ア 受信者が放送の受信に必要な次の設備の設置又は改良に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>(ア) チューナー</p> <p>(イ) 受信アンテナ</p> <p>(ウ) 有線テレビジョン放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）におけるセットトップボックス（貸与の場合は設置相当経費）</p> <p>(エ) 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>イ 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>(ア) 鉄塔</p> <p>(イ) 局舎</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>(オ) 送受信アンテナ</p> <p>(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>(キ) 伝送用専用線</p> <p>(ク) ケーブル</p> <p>(ケ) 中継増幅装置</p> <p>(コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>(サ) 警報装置</p> <p>(シ) 監視装置</p> <p>(ス) 制御装置</p> <p>(セ) 測定器</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>エ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの</p> <p>オ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの</p>

※ 本事業に係る事務については、処理件数として2千件程度が想定されています。処理件数に見合う1件当たりの処理単価、人件費等の積算を作成してください。

※ なお、ケーブルテレビの改修に係る補助対象には契約料等（導入に伴う初期費用）は含まれますが、移行後の維持管理費（利用料金）は含まれません。

#### (7) 事業実施に当たっての留意事項

##### ① NHK放送受信料全額免除世帯の確認について

申請者が支援対象者としての要件のうち、NHK放送受信料全額免除世帯であることの確認は、NHKの協力の下で行ってください。ただし、既にNHKと契約を結んでいるが、放送受信料全額免除を受けていない世帯からの申請及びNHKと契約を結んでおらず、新たに契約を希望する世帯からの申請のうち、支援実施法人に送付されるものについて、支援に併せてNHKの放送受信契約及び免除申請の取次を代行していただきます。そのため、NHKとの間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守していただく必要があります。

##### ② 個人情報の管理について

本事業の支援対象者は生活保護受給世帯等であり、個人情報の取扱いに特段の注意が必要なことから、個人情報の管理体制は適切に整備してください。具体的には、以下のとおりとします。

- ・ 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規程を整備すること。
- ・ 管理者が常に明確であり、定期的な部内チェック等を行うこと。
- ・ 支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと。
- ・ プライバシーマーク<sup>\*</sup>を取得するか、これに準ずる体制を備えること。
- ・ 保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、当該保有個人情報の復元及び判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと。

※ プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。詳細は、財団法人日本情報処理開発協会プライバシー事務局サイト/プライバシーマーク制度ページ (<http://privacymark.jp/>) 等をご覧ください。

### ③ 支援実施後の対応について

- ・ 支援を受けた者からの問い合わせに対応し、適切なアフターケアを行ってください。
- ・ 給付したチューナーは、受給者が補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することがないように適正に管理してください。
- ・ 支援対象者から給付したチューナーの返還希望があった場合に、対応できる体制を整えてください。

### ④ 他施策との連携について

本事業の目的が確実に遂行できるように、暫定的難視聴対策事業（受信対策事業）等の他の地上デジタル放送推進施策との連携は十分にとってください。

### ⑤ 社団法人デジタル放送推進協会との連携について

暫定措置として衛星を介して地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）しているNHK放送受信料全額免除世帯、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の措置を受けている世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という）のうち、社団法人デジタル放送推進協会から貸与された受信機器（以下「BSチューナー」という）を利用している世帯が、暫定措置終了後も引き続き貸与を希望する場合、当該申請を受け付け、NHK放送受信料全額免除世帯または市町村民税非課税世帯であることの確認、BSチューナー利用者であることの暫定確認を実施し、確認ができた場合は、当該世帯から申請があったことを社団法人デジタル放送推進協会へ通知するとともに、当該

世帯に、社団法人デジタル放送推進協会へ通知したことを通知してください。

※ その他事業内容に関しましては、「受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の最終報告(情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する検討委員会 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告)」もご参考ください。

## 2 採択決定後の措置について

### (1) 応募での審査結果を踏まえた対応

今回の補助事業提案書等の評価の結果、交付要綱に基づく審査及び国の予算額等により、提案額又は申請額を減額して交付決定することがあります。したがって、採択決定及び交付決定した場合の金額は、提案金額と必ずしも一致しません。

なお、採択決定後は、予算成立ののち速やかに交付申請書を提出していただき、当省内での審査の後、交付すべきものと認められたならば、交付決定を受けられ、そして事業を開始していただきます。本提案により採択決定通知された案件が、必ず補助事業として交付決定されるわけではありませんので、ご注意ください。

### (2) 補助金の交付

交付要綱に基づく補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後、精算払いとなります。

なお、補助金の額の確定に当たっては、すべての支出に関して領収書等の厳格な証憑書類が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか、厳格な審査を行います(補助金の額の確定等に係る現地調査等)。事業提案に際しては、厳格な経費処理に十分対応できることを前提とした提案をお願いします。

ただし、特に必要と認められる場合、所定の手続、承認を得た上で、年度の途中で補助事業の進捗状況を確認し、費用(支払行為)の発生を確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われることもあります。

なお、自社調達及び100%子会社等から調達を行う場合には、利益排除が行われていることが必要です【参考資料参照(9頁～10頁)】。

### (3) 成果の帰属

補助事業によって得られた知的所有権等の成果は、交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に帰属します。ただし、当該成果物の内容に応じて、総務省に報告していただく、又はインターネットの利用その他の方法により、広く公表していただくとともに効率的に使用していただく場合があることについてあらかじめご了承願います。

### (4) その他

- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得、労務費等の支払行為が発生する当該年度内に終了(発注から支払まで)するものに限られます。
- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、採択決定日ではなく、交付要綱に基づく交付決定日以降の補助事業が開始される日からとなるため、交付決定日の以前に発生した費用(発注を含む。)は、補助対象費用とはなりません。



- ・補助事業により購入した機器・物品等については、その所有権は補助事業者に帰属しますが、同時に補助事業者には、それら取得財産の管理義務（善管注意義務）及び取り扱いに係る制約（例：補助事業目的以外での使用の禁止、所有権の移転や廃棄等に係る当省大臣の要承認等）が生じることになります。機器・物品等の購入に際しては、当該機器等の想定する使用期間等を考慮し、賃借（レンタル/リース）との経済性について十分な検討をお願いします。
- ・本補助事業の一部を外部に委託又は請負する場合には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の趣旨を踏まえた契約をお願いします。
- ・本補助事業の一部を外部に委託又は請負させた場合は、交付要綱等に基づき適正に行うとともに、当該委託又は請負に係る契約の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するよう努めていただきます。なお、二重補助（例：同一の者が多重契約を締結し、1の事象について多重補助を受けるなど）は認めません。

### 3 審査の内容について

#### ① 基本的事項

##### ア 補助事業者としての適格性

本事業の実施機関として適格な法人（法人の連携主体を含む。）であるか。

#### ② 実施体制

##### イ 補助事業の実施体制

本事業を全国で実施するための人材や組織体制があるか。

##### ウ 補助事業の連携体制

関係機関・団体との連携体制を確保できるか。

##### エ コンプライアンス・個人情報の管理体制

適切な管理体制が整備されているか。

#### ③ 事業計画

##### オ 事業計画の具体性・実現性等

事業計画の内容が妥当なものであるか。

##### カ 事業計画の独創性

事業計画に新たな提案や工夫が施されているか。

##### キ 地域性の考慮

本事業の実施に当たり、地元業者の活用を図ることとしているか。

#### ④ 財務・経理

##### ク 財務状況

本事業を実施するための財政的基礎があるか。

##### ケ 資金管理・監査

補助金を適切に管理できる体制を備えているか。

##### コ 補助対象経費の妥当性

補助対象経費等の内容が、合理的かつ明確であり、経済性を十分に考慮したものとなっているか。

## 【参考資料】 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除

### (1) 補助事業者の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- ① 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。補助事業者において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- ② カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記(2)100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

### (2) 100%子会社等から調達を行う場合

補助事業者が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合その金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用する。

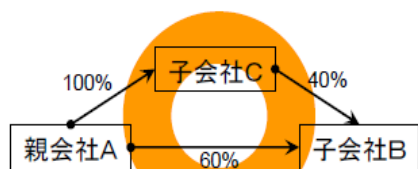
#### <利益排除の方法>

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（XX%）とする。

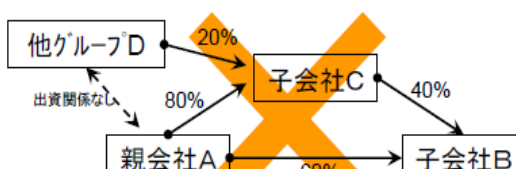
※③の場合は、年度毎に（年度末中間）実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用する。

#### <100%出資の考え方>

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



$$【Bに対するAの出資率】 = 60\% + 100\% \times 40\% = 100\%$$



$$【Bに対するAの出資率】 = 60\% + 80\% \times 40\% = 92\%$$

### (3) 留意事項

- ① 期間中の変更について  
期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更する。
- ② 一般競争入札による調達の場合  
100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。
- ③ 一般競争入札以外の方法による調達の場合
  - (i) 相見積もりをとらない場合  
利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。
  - (ii) 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合  
100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第 1

平成 年 月 日

総務大臣 殿

提案者 法人の住所、氏名及び  
その代表者の氏名

印

**平成 2 5 年度無線システム普及支援事業費等補助金  
(受信機器購入等対策事業費補助事業) の応募について**

平成 2 5 年度無線システム普及支援事業費等補助金 (受信機器購入等対策事業費補助事業)  
について、下記のとおり応募します。

記

1 応募事業名

2 補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金交付申請額 円

3 事業完了予定日

完了予定日 平成 年 月 日

## 事業計画書

### 1 応募者の概要

企業・団体名	
所在地	
設立年月日	
代表者の役職 及び氏名	
人員	人
現在の活動内容	

## 2 事業内容等

事業の名称
事業の概要
応募の背景・事業の目的
事業の実施体制
関係機関・団体との連携体制
コンプライアンス・個人情報の管理体制

事業の実施内容

※ 評価事項のうち特に「③ 事業計画」について留意しながら記載すること。

## 経費配分書

(単位：円)

補助事業の区分	経費の区分	補助事業に要する経費	備考
受信機器購入等 対策事業費補助 事業	助成費		
	事務費		
	合計		

※ 有利子の資金が充てられた場合の利子支払い額は除いてください。



## 補助対象経費額内訳書

受信機器購入等対策事業費補助事業

(単位：円)

経費の区分	積算内訳 ※補助対象経費の内容と内訳をできるだけ詳細に記載すること。	金額
助成費		
事務費		
合計		

## 事業実施計画（スケジュール）

本事業の開始から平成25年度末までのスケジュールを、事業内容に沿って線表等で記載してください。

事業内容	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月

(別添)

## 応募書類の提出等について

受信機器購入等対策事業費補助事業への応募については、次のとおりとさせていただきます。

### (1) 受付期間

平成25年2月1日(金)～平成25年2月21日(木) 17時必着

### (2) 提出方法

応募される方は、応募書類に必要な添付書類を添えて、正本1部、副本1部(正本をコピーしたもの)の計2部を、上記期間までに総務省情報流通行政局地上放送課まで提出してください。

### (3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先とお問い合わせ先は次のとおりです。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

総務省 情報流通行政局地上放送課

電話：(代表)03-5253-5111(内線5792)、(直通)03-5253-5792

### (4) 提出書類について

- ① 事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、平成25年度中に支出される経費(有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を除く。)に記載してください。
- ② 提出に際しては、本応募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の大きさはA4版、片面印刷をお願いします(両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。)。記載はワープロ打ち、フォントは10ポイント以上とします。
- ③ 以下の「提出書類一覧」における書類について、正・副各1部を提出してください。なお、書類の中央下に通しページを必ず付けてください。
- ④ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。様式中の注意事項を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。
- ⑤ 応募書類への記入に当たっては、各審査事項を踏まえた記述としてください。
- ⑥ 「提出書類一覧表」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

<提出書類一覧>

(全事業共通)

提出書類	書類名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 事業計画書	別紙1
	<input type="checkbox"/> 経費配分書	別紙2-1
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費額内訳書	別紙2-2
	<input type="checkbox"/> 事業実施計画 (スケジュール)	別紙3
添付資料	<input type="checkbox"/> 応募者の概要が分かるもの (パンフレットなど) <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 出資者及び役員の一覧が記載されている書類 <input type="checkbox"/> 最新の決算報告書 (3年分) <input type="checkbox"/> 個人情報保護管理体制に関する規程 <input type="checkbox"/> その他審査の内容を満たすことを証する書類 (任意)	

(注) 提出書類及び添付資料は、正・副各1部を提出してください。

(5) 採否の通知等

審査結果 (採択又は不採択) の決定後、地上放送課から速やかに通知します。

※採択された事業計画及び経費等は、補助金交付申請までに修正していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

(6) 公募スケジュール (予定)

2月1日 (金) ~ 2月21日 (木)

公募受付期間

2月下旬 ~ 3月上旬

公募評価会

3月中旬 ~

採択決定